

# 申3号「事務業務再構築」に関する基本要素申し入れる!

横 地 申 第03号  
2018年09月13日

東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社  
横 浜 支 社 長 廣 川 隆 殿

東日本旅客鉄道労働組合  
横 浜 地 方 本 部  
執 行 委 員 長 助 川 一 実

## 「事務業務の再構築」に関する基本申し入れ

地本は、申2号「事務業務の再構築」に関する説明申し入れを行い、横浜支社と8月30日に交渉を行いました。交渉では28項目を申し入れ、施策の概要を議論しました。交渉を通じて、技術継承の必要性や人材育成及び事務業務の専門性について明らかになりました。

一方課題として、事務業務の将来展望や施策実施時における体制が示されないことや、連絡手段である電話回線数などの細部が示されなかったこと、職場における事務担当者の事務作業がどれくらい軽減できるのか、どのような業務を集約していくのかなど依然として不透明であり不安が募ります。また申請する社員への提出書類のタイムリー性等課題が山積しています。よって「事務業務の再構築」施策における基本的要求を以下の通り申し入れますので、真摯かつ丁寧な議論を早急をお願いいたします。

### 記

- 1、今後の事務の将来展望を示し組合員の不安解消につとめること。あわせて施策実施時の社員数、事務センターの体制を示すこと。
- 2、施策の主旨及び取扱いの変更点等を理解してもらえるように、全社員対象の説明会をおこなうこと。あわせてマニュアル等を整備すること。
- 3、施策の実施を通じて、取扱い誤り等が多く発生する懸念もあることから責任の所在をはっきりさせること。また問題が発生した際は、再発防止に努め原因究明をおこなうこと。これによる見せしめ的な教育は行わないこと。
- 4、業務に必要な電話回線は各地区1線を基本として4回線以上とし、FAXとは別回線とすること。
- 5、カフェテリアプラン関係書類（レジャー施設補助）については、効率的かつスムーズに社員に受け渡しができるようにこれまでと同様に職場で発行すること。
- 6、異動にあたっては、丁寧な面談等を行い社員の希望にそっておこなうこと。

以上



安全・健康  
・  
明るい・ゆとり  
・  
事務職場を創りが  
だいが担保された